処 分 基 準

令和５年７月１３日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法	
根　拠　条　項：第３１条の１１第２項第１号	
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	
原権者（委任先）：福井県公安委員会	
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第３１条の１１第１項（処分移送通知書の送付）	
処 分 基 準：　別紙１のとおり	
問 合 せ 先： 福井県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 電話０７７６－２２－２８８０	
備　　考：	